令第百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価	百十五万円
令第百四十四条第一項第一号ロ又はハ(2)の認定に係る評価	百十五万円
令第百四十四条第一項第三号イの認定に係る評価	八十一万円
令第百四十四条第一項第五号の認定に係る評価	百四十八万円
令第百四十五条第一項第二号の認定に係る評価	四十六万円
建築物の全部に関する第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三百三十八万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	三百六十万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四百十四万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	四百六十八万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	五百十万円
基礎杭に関する第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	百八十四万円
鉄骨の接合部に関する第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十四万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十七万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百三十三万円
第八条の三の認定に係る評価	二百七十万円

令第百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価	八十二万円
令第百四十四条第一項第一号ロ又はハ(2)の認定に係る評価	八十二万円
令第百四十四条第一項第三号イの認定に係る評価	三十一万円
令第百四十四条第一項第五号の認定に係る評価	四十一万円
令第百四十五条第一項第二号の認定に係る評価	四十一万円
第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四十六万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円
第八条の三の認定に係る評価	百四十二万円